

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-5-1																																
事業名	旭市災害公営住宅家賃低廉化事業																																
事業費	総額 83,547 千円 (国費 73,101 千円)																																
事業期間	平成 26 年度～平成 30 年度																																
事業目的・事業地区	<p>・ 事業目的</p> <p>東日本大震災により住宅を失った被災者向けに災害公営住宅を建設した。当該住宅に入居する被災者のうち低額所得者に対し、家賃を近傍同種家賃の額から一定額を引き下げ（家賃低廉化）を実施し、被災者の居住の安定確保を図る。</p> <p>・ 事業地区</p> <p>旭市災害公営住宅（市営萩園住宅）旭市萩園 1810 番地 2 入居開始 平成 26 年 4 月 ※平成 26 年 5 月より家賃低廉化事業を開始 災害公営住宅 33 戸に入居する被災者のうち低額所得者に対し家賃低廉化を実施</p>																																
事業結果	<p>対象住宅：政令月収 158,000 円以下の被災者が入居する住宅 対象額：近傍同種家賃の額と入居者負担基準額の差額を低廉化する 事業期間：10 年間（旭市の事業期間は平成 26 年度～令和 5 年度） 補助率：7/8（平成26年度～平成30年度の補助率） 低廉化して減額した家賃収入分に対して、市が復興交付金より助成を受ける</p> <p>家賃低廉化実施状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成26年度</td> <td>対象</td> <td>32世帯</td> <td>低廉化実施額</td> <td>15,948,000円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>対象</td> <td>30世帯</td> <td>低廉化実施額</td> <td>17,534,000円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>対象</td> <td>30世帯</td> <td>低廉化実施額</td> <td>17,355,000円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>対象</td> <td>27世帯</td> <td>低廉化実施額</td> <td>16,093,000円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>対象</td> <td>28世帯</td> <td>低廉化実施額</td> <td>16,617,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>計</td> <td>83,547,000円</td> </tr> </table>			平成26年度	対象	32世帯	低廉化実施額	15,948,000円	平成27年度	対象	30世帯	低廉化実施額	17,534,000円	平成28年度	対象	30世帯	低廉化実施額	17,355,000円	平成29年度	対象	27世帯	低廉化実施額	16,093,000円	平成30年度	対象	28世帯	低廉化実施額	16,617,000円				計	83,547,000円
平成26年度	対象	32世帯	低廉化実施額	15,948,000円																													
平成27年度	対象	30世帯	低廉化実施額	17,534,000円																													
平成28年度	対象	30世帯	低廉化実施額	17,355,000円																													
平成29年度	対象	27世帯	低廉化実施額	16,093,000円																													
平成30年度	対象	28世帯	低廉化実施額	16,617,000円																													
			計	83,547,000円																													
事業の実績に関する評価	<p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>被災により入居した方の多くが高齢者であり、年金生活者のため家賃低廉化対象世帯が多く、本事業の活用効果は高いと考えられる。令和3年度より東日本大震災災害公営住宅家賃対策補助事業へ移行した。事業期間の最終年度である令和5年度まで本制度を活用し、被災者の居住の安定確保を支援していく。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>当事業は、通常の公営住宅家賃対策補助金と同様に、各年度の 10 月 1 日を基準日として、被災者のうち低所得者を対象に、法令に基づく算定手法により算出される近傍同種家賃の額と入居者負担基準額の差額を補助対象とする事業であり、適正なコストにより実施できた。</p>																																

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

東日本大震災復興交付金を受け、災害公営住宅の家賃低減化を実施することで、被災者負担の軽減を図り、居住の安定確保に寄与することができた。根拠法令等に基づき実施しているもので、事業手法は妥当であると考えられる。

事業担当部局

都市整備課建築住宅班 電話番号：0479-62-5895